

閲覧用

- 皆さまのご意見をお寄せください -

「杉並区長の在任期間に関する条例」  
の廃止について



杉並区

## ご意見をお寄せください。(区民等の意見提出手続)

### 「杉並区長の在任期間に関する条例」の概要

区では、いわゆる多選に伴う弊害の生じる恐れを防止するため、平成15年3月に区長の在任期間について、通算して3任期を超えて在任しないよう努めることを内容とする「杉並区長の在任期間に関する条例」を制定しました。

いわゆる「多選自粛条例」といわれるものです。

第1条は「目的」の規定で、区長の在任期間について必要な事項を定めることにより、多選による弊害を生ずるおそれを防止し、区政運営の活性化及び区の自治の更なる進展を図ることを目的として定めるものです。

第2条は「区長の在任期間」の規定で、各任期における在任期間が4年に満たない場合もこれを1任期とし、区長は、通算して3任期を超えて在任することのないよう努めることを区長に義務づけるものです。

第3条は、「区長在任中の責務」の規定で、区長の在任期間中は、杉並区自治基本条例の定めるところにより、全力を挙げて区民等の福祉の増進を図り、区政に対する区民の信頼を確保するよう努めることを区長に義務づけるものです。

### 「杉並区長の在任期間に関する条例」の廃止について

条例制定後7年が経過した今日、いくつかの自治体で同様の条例が制定されていますが、多くの自治体に広がっているとは言えません。

もとより、多選を制限することの是非については、条例制定の当時より、さまざまな議論があったところですが、このたびの第3回区議会定例会において、田中区長は、選挙に立候補する権利や投票する権利は、民主主義の根幹にかかわるものであり、たとえ自粛という形式であっても望ましくないとする考え方を述べたところです。

こうしたことをふまえて、区では、多選制限をめぐる議論は、自治体運営の基本にかかわる問題であり、今後、地方分権改革の行方を見据えながら、改めて、幅広い議論を行う必要があると考え、一旦、本条例を廃止したいと思っておりますので、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、皆様のご意見を伺います。

## 田中良 杉並区長のコメント

いわゆる「多選自粛条例」につきまして、私は以前より、選挙に立候補する権利や投票する権利は最大限に尊重されるべきもので、条例で規制すべきではないと考えておりました。

また、その規制が、たとえ、自粛という形式であっても、事実上立候補を規制する効果があり、あえて立候補した場合には、条例違反となり選挙に予断を与え、公平公正な選挙という観点から極めてバランスを欠くことになることを危惧しています。

選挙は、本来、有権者が判断することが重要であり、予め一定の規制を設定することは参政権尊重の立場から疑問があります。

以上述べてきた理由から、この条例を廃止することといたしたいと思います。

### 【閲覧場所】

総務課（区役所東棟4階）、区政資料室（区役所西棟2階）、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館

意見募集期間 平成22年10月21日(木)～11月19日(金)(30日間)

提出・お問い合わせ 杉並区区長室総務課  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
電話 03(3312)2111(代表) 内線1434  
FAX 03(3312)9912

電子メール somu-k@city.suginami.lg.jp

区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

## 現行条例

### 杉並区長の在任期間に関する条例

平成十五年三月十七日  
条例第三号

#### (目的)

第一条 この条例は、杉並区長(以下「区長」という。)が杉並区(以下「区」という。)を統轄し、予算の調製及び執行、職員の任免その他の権限を行使する地位にあることにかんがみ、区長の在任期間について必要な事項を定めることにより、高い倫理観や資質を有する場合においても、その者が長期にわたり区長の職にあることに伴う弊害を生ずるおそれを防止し、もって区政運営の活性化及び区の自治の更なる進展を図ることを目的とする。

#### (区長の在任期間)

第二条 区長は、通算して三任期(各任期における在任期間が四年に満たない場合もこれを一任期とする。)を超えて在任することのないよう努めるものとする。

- 2 区長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあったことにより告示された当該区長の選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合においては、当該退職の申立てに係る選挙の直前及び直後の任期を併せて一任期とみなして前項の規定を適用する。

#### (区長在任中の責務)

第三条 区長は、その職務が区民から負託された公務であることを自覚し、在任期間中区の最高規範たる杉並区自治基本条例(平成十四年杉並区条例第四十七号)の定めるところにより、全力を挙げて区民等の福祉の増進を図り、区政に対する区民の信頼を確保するよう努めなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成十一年四月二十七日前の区長の任期は、通算しない。

## 廃止案

### 杉並区長の在任期間に関する条例を廃止する条例（案）

杉並区長の在任期間に関する条例（平成十五年杉並区条例第三号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ご意見をお寄せください

### ～ 「杉並区長の在任期間に関する条例」の廃止について ～

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表はいたしません）

#### 1 杉並区内にお住まいの方

お名前

ご住所

#### 2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前

ご住所

勤務先

学校名

所在地

#### 3 事業者の方

事業者名

所在地

代表者名

#### 【ご意見をご記入ください】

【提出方法】ご記入後、この用紙を受け取られた窓口に直接提出していただくか、下記提出先あて郵便またはファクスでお送りください。

期 限 平成22年11月19日（金）必着

提出先 杉並区 区長室 総務課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電 話 03(3312)2111（代表）

FAX 03(3312)9912

ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ、ホームページで公表する予定です